

令和5年度国指定重要無形民俗文化財山北のお峰入り記録映像撮影等業務委託
仕様書

1. 委託業務名

令和5年度国指定重要無形民俗文化財山北のお峰入り記録映像撮影等業務委託

2. 業務の目的

山北のお峰入りは、歌や踊りは全て口伝えで伝承されており、稽古や指導等を含めた公演に至るまでの一連の流れを映像及び写真で記録することで、次世代への継承を促進するとともに、映像を広く公開し普及・啓発に繋げることを目的とする。

なお、ユネスコ無形文化遺産登録記念公演（以下「記念公演」という）と密接な連携のもとに実施する事業であり、事業実施にあたっては、特にこの点についての留意が必要である。

3. 委託契約期間

契約締結日から令和6年2月29日まで

4. 業務の内容

(1) 概要

記念公演に関する稽古や指導、道具の制作過程、出演者のインタビュー、公演当日などを映像・写真の撮影を行い、編集の上記録版・普及版を制作し納品する。

(2) 撮影のスケジュール

次の「主な撮影スケジュール一覧」及びプロポーザルにおける受注候補者の提案による対象の映像・写真を撮影し、撮影した映像・写真及び報告書を「5 成果物」のとおり納品すること。

なお、主な撮影スケジュールは予定であり、時期等が変更になる場合がある。

主な撮影スケジュール一覧

月	撮影内容
6月	・ 個別練習
7月	・ 8日 総合練習 ・ 10日 認定書伝達式
8月	・ 個別練習
9月	・ 9日 総合練習 ・ 23日 総合練習
10月	・ 7日 記念公演前日準備 ・ 8日 記念公演当日
不定期	・ 着付け等記録撮影（2回）

(3) 撮影

【映像】

- ・メインカメラは、画質は4Kの高精細映像により肉眼で見える以上の精緻な形状、鮮やかな色合いを再現することに加え、ドローン、広角レンズ、望遠レンズや主観カメラ等により通常では見ることができない角度、距離からの映像を撮影するなど、いかにして山北のお峰入りの持つ魅力を最大限に発揮し、インパクトのある映像を撮影するかを考慮すること。

【写真】

- ・メインカメラは、デジタル一眼レフカメラ又はミラーレス一眼カメラとし、撮像素子はAPS-Cサイズ及び有効画素数2,000万以上とすること。
- ・1日当たり原則30枚以上撮影すること。

【共通事項】

- ・撮影計画を作成し、スケジュール管理、シナリオの作成を行うこと。
- ・撮影内容等については、山北のお峰入り専門委員会の委員による意見を取り入れること。
- ・必要に応じて、撮影対象に関する資料の収集、取材調査、交渉を行い、撮影すること。

(4) 編集

- ・制作する映像の企画、構成（絵コンテ等を含む）は、すべて受注者が作成し、協議を重ねた上で内容を本業務に反映し、請負うものとする。
- ・加工、BGM 音響制作、テロップの挿入等などの編集作業を行う。
- ・特徴や魅力等が十分理解できる内容となるようナレーションやテロップによる解説等の他、誰にでも理解しやすい内容にするための工夫を行う。
- ・加工・編集以前の収録データ等は資料的価値が極めて高いことから、これを使用して独自に新たな映像を編集・作成するなど自由に利活用ができるものを提出する。
- ・受注者は、必要に応じ発注者と協議の上、映像の収集等に関する交渉を実施する。

5. 成果物

(1) 映像・写真の規格

【映像】

- ①データ形式：MP4形式
- ②サイズ：4K（3840×2160px）及びFull HD（1920×1080px）

【写真】

- ①データ形式：JPEG形式
- ②解像度：300dpi以上
- ③画素数：2,000万画素以上

(2) 制作・編集映像の種類

- ①記録版（1～2時間以内）
- ②記録版ダイジェスト（15分以内）
- ③普及版（1時間以内）
- ④普及版ダイジェスト（15分以内）

(3) 報告書

動画及びサムネイル写真を掲載し、以下の情報を記載した報告書を提出すること。

- ①撮影年月日
- ②撮影場所
- ③納品する動画の種類及び規格

④納品する写真の枚数

(4) 納品の方法

①映像・写真のデータは、ポータブルHD等により撮影後速やかに納品すること。

②映像（DVD形式）一式を収録したディスク80枚を納品すること。

③報告書はデータ及び紙媒体（2部）で納品すること。

6. 委託業務の実施に係る事項

(1) 実施計画書の作成

企画提案を含む実施計画書を作成し、契約締結後1週間以内に発注者へ提出すること。

(2) 運営体制構築、統括責任者の選任

実施計画書に基づき、契約締結後、速やかに業務の履行に必要な人員を確保するとともに、統括責任者を定め、発注者との連絡調整にあたること。統括責任者は、動画制作・編集に係る十分な経験・実績を備える者を選任すること。

7. 追加提案

本仕様書に定める委託業務の他、効果的と考えられるアイデアがあれば、委託料上限額の範囲内で、その根拠とともに追加提案すること。

8. 撮影許可等

本業務の遂行にあたり、撮影許可、画像使用及び掲載許可などの申請手続きの必要が生じた場合は、原則として受託者において対応するものとする。

9. 実施結果の報告

受注者は業務完了後、業務実施報告書を作成し発注者に提出するものとする。（1部）

10. 委託上限額

4,088,700円（消費税及び地方消費税を含む。）

11. 支払条件

本業務に係る委託料については、発注者は業務完了後に受注者に一括して支払うものとする。

12. 著作権等の取扱

(1) 本事業の遂行により生じた著作権（著作権法第27条及び28条に定められた権利を含む。）は、全て発注者に帰属するものとする。

(2) 第三者が権利を有する著作権（写真、音楽等）を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを受注者において行うものとする。

(3) 発注者が所有する資料等を使用する場合には、協議の上、調達可能なものについては発注者が提供する。

(4) 本使用に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら発注者の責任に帰す場合を除き、受注者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

13. その他

本仕様書記載事項の解釈に疑義が生じた場合または定めのない事項等が生じた場合に

については、その都度、発注者受注者間で協議の上、決定するものとする。